

全員協議会資料

令和4年 月 日

第七小学校及び第九小学校の統廃合について

第七小学校及び第九小学校の統廃合について

1 はじめに

東大和市教育委員会では、将来にわたり児童・生徒にとって快適な教育環境を確保するため、東大和市学校の適正規模等のあり方検討会議等での検討を経て、令和2年7月に「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針及び東大和市立小・中学校再編計画」を策定しました。当該計画においては、令和9年度に第九小学校の第七小学校への統廃合を行うこととしています。

また、令和4年1月には、学校施設の老朽化といった課題や、新しい学びに対応したICT環境の整備、バリアフリー化、トイレの快適化、環境負荷の低減等に対応した施設整備を行うため、「東大和市学校施設長寿命化計画」を策定しました。当該計画においては、第九小学校の統合先である第七小学校について、建て替えを行うこととしています。

つきましては、第七小学校建て替え基本構想の策定など、建て替え事業に着手するにあたり、当該基本構想策定の前提となる建築敷地の考え方や今後のスケジュールの概要をお示しするものです。

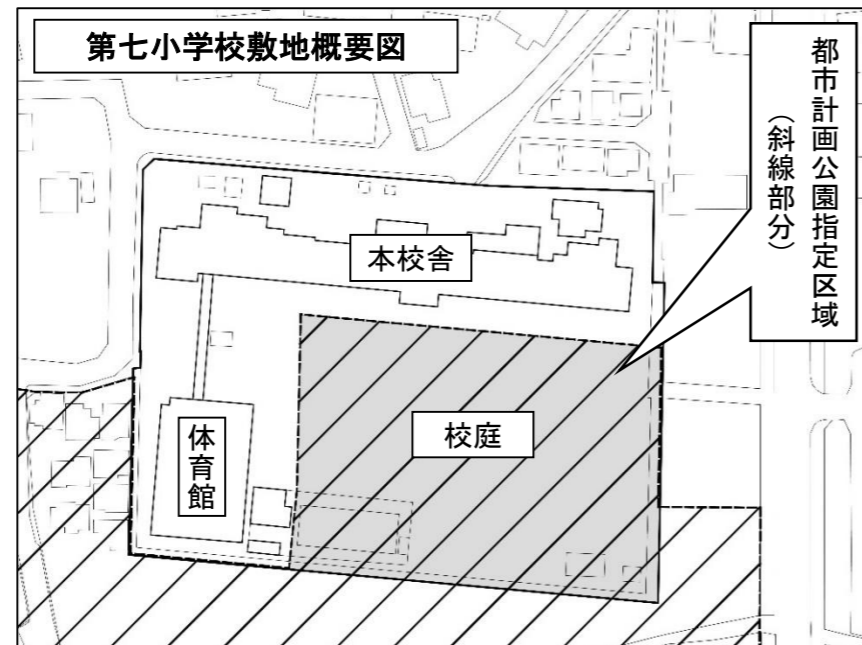
2 第七小学校の敷地の現状について

・現在の第七小学校については、昭和36年に下砂公園の都市計画が決定された後、都市計画公園に指定された区域を除いた箇所に校舎が建設（昭和45年）されたものであり、現在も校庭部分については都市計画公園に指定されています。

また、建て替え等においては、昭和51年の建築基準法の改正により創設された日影規制があること、また、統廃合による教室数の増や公共施設の複合化により、現在の校舎よりも大きな建物となることから、校庭を含めた敷地の有効活用が必要となります。

・下砂公園の整備基本計画では、学校の校庭に塀や柵を設けず、市民も校庭を使える計画となっています。

・都市計画公園に指定されている区域については、法令による制限により、校舎等の建築物を建築することが困難です。



3 教育環境（校舎や校庭など）を取り巻く状況の変化について

- ・一人一台端末の導入など、新たな教育環境に対応した施設整備が必要となっています。
- ・近年の教育環境を取り巻く状況の変化において、校庭を公園と共用した場合に、それぞれの利用者以外の不審者が侵入する恐れがあることなど、学校の防犯上の観点に懸念があります。
- ・東大和市公共施設再編計画において、学校を建て替える際には周辺の公共施設を学校に集約する考えが示されています。

4 建築敷地に関する教育委員会の考え方について

- ・新しい時代の学びを実現し、最適な教育環境とするためには、敷地内での校舎の配置において、校庭を含めた自由度の高い検討が必須となります。
- ・学校の防犯上の観点から、校庭と公園が一体となった整備をすることは困難であると考えています。
- ・学校の建て替えと合わせて、周辺の公共施設との複合化を検討することにおいても、学校敷地の有効活用の検討が必要となります。

以上のことから、教育委員会としては、今後、第七小学校の敷地に指定された都市計画公園の整備を行わないことを前提に関係部署と検討を進めていきたいと考えています。

5 第七小学校建て替えのための基本構想の策定について

- ・国においては、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するため、令和4年6月に学校種別ごとの「学校施設整備指針」を改訂しました。
- ・第七小学校の建て替えにあたり、国の「小学校施設整備指針」等を参照しながら、最適な教育環境とするための基本構想を策定します。
- ・基本構想においては、新しい時代の学びを実現し、最適な教育環境とするため、また、地域の施設の複合化を含めた学校施設の配置計画、平面計画（間取り）等の案を作成します。
- ・基本構想の策定にあたっては、学校、保護者、地域の方で構成する学校運営協議会の委員の方等にご協力をお願いし、2つの小学校を統合した地域の施設としてより良い学校となるよう検討を進めます。

6 今後のスケジュールについて

